

大阪市発達障がい者支援指針

平成 27 年 3 月

大 阪 市

はじめに

平成 17 年 4 月に「発達障害者支援法」が施行され 10 年が経過しました。この間「発達障がい」に対する社会全体の認識は随分高まってきましたが、社会構造の変化などもあり、その支援ニーズも高まっています。

発達障がいのある方への支援は、保健・医療・福祉、教育・保育、労働など様々な分野にわたります。このため、大阪市では「発達障がい者支援室」を設置し、関係部局の連携を図り、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した一貫した支援体制の構築を目指しています。

その中で、今般、各分野の支援者が支援の方向性やそれぞれの取り組みの情報を共有することにより連携を深め、切れ目のない支援につなげるとともに、当事者やご家族等への手引となるよう、「大阪市発達障がい者支援指針」を策定しました。

各分野の支援者相互の理解が深まり役割分担を行うことにより、発達障がいのある方、そしてご家族への適切な支援につながるとともに、発達障がいについての正しい理解の促進に、少しでもこの指針が役立つこととなれば幸いです。

平成 27 年 3 月

目 次

第1章 発達障がい者支援指針

1 発達障がいとは	1頁
2 経過	2頁
3 基本方針	6頁
4 取組の柱と指針	6頁

第2章 具体的な取組

1 早期発見から早期発達支援へ	8頁
2 学齢期の支援の充実	15頁
3 成人期の支援の充実	18頁
4 家族に対する支援の充実	19頁
5 地域の相談支援の充実	20頁
6 支援の引継のための取組	22頁
7 市民への啓発	22頁